

令和2年度 南丹市地域福祉計画推進委員会議事録

開催日時：令和2年7月31日（金）

午前10時00分～12時15分

開催場所：南丹市役所2号庁舎3階301会議室

出席者：岡崎祐司委員、中山忠勝委員、池上幸一委員、福間一恵委員、下田敏晴委員、中澤義久委員、谷口和隆委員、中嶋美好委員、志藤修史委員、辻田榮治委員、平田正吉委員、中島文夫委員、栢下 修委員、清水範子委員、廣野義之委員、高屋光晴委員、山本 明委員

欠席者：船越 昭委員、松本千里委員、池田一哉委員

事務局：（南丹市）福祉相談課 橋本課長、西村課長補佐、中西課長補佐、大嶋係長
（南丹市社会福祉協議会）榎原事務局長、松尾地域福祉部長、坂本地域福祉課長

傍聴者：0名

1. 開会

事務局：失礼いたします。それでは定刻となりましたので、ただ今より南丹市地域福祉計画推進委員会を開催させていただきます。

本日は公私何かとお忙しい中、また、新型コロナウイルスの関係で外出もしていただきにくい中で、こうしてお集まりいただき誠にありがとうございます。

私、南丹市福祉保健部 福祉相談課長の橋本でございます。本日の司会を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

2. 市長あいさつ

事務局：まず始めに、西村市長よりご挨拶を申し上げます。本日は、新型コロナウイルス感染症対策事業に関する臨時議会が急遽開催されておりまして、出席ができませんので、市長より挨拶を預かっております。失礼ですが代読させていただきます。

本日は、大変お忙しい中、南丹市地域福祉計画推進委員会にご出席いただき、誠にありがとうございます。

平素は、南丹市の福祉行政に格別のご支援とご協力を賜り、心から厚くお礼申し上げます。

この地域福祉計画推進委員会は、誰もが安心して暮らし続けられる地域づくりを進めるための南丹市の指針であります「地域福祉計画」とその実行計画であります「地域福祉活動計画」の進捗状況や推進方法、また計画の策定などについて、それぞれのお立場からご意見を賜り、ご協議いただく場であり、20名の皆様に就任いただいております。

昨年度末に予定しておりました会議が、新型コロナウイルス感染拡大の影響で中止となりましたので、改めて本日開催させていただきました。今回が任期中で初めての委員会となります。委員の皆様には大変お世話になりますが、よろしくお願いいたします。

さて、南丹市におきましては、少子高齢化や人口減少が急激に進行し、令和2年4月1日現在の人口31,303人、65歳以上人口11,151人、高齢化率が35.62%と実に南丹市民3人に1人が65歳以上高齢者となっています。さらに、単身世帯やひとり暮らし高齢者、高齢者世帯、ひとり親世帯など生活上の困難を抱えやすい方々の増加がみられ、社会的に孤立する人が生まれやすい状況となっており、生活困窮や虐待問題、個人や世帯が抱える問題の複雑・多様化など新たな課題にも直面しています。

このような中、南丹市では、“みんなでつくる、誰もが安心して、つながりながら住み続けられるまち”を基本理念とした「第3期南丹市地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定し、困難や課題を乗り越えるべく、地域の方々や事業所、市や社協が力を合わせて地域福祉の推進に取り組んでいるところです。

本日は、昨年度末に報告を予定しておりました、令和元年度の事業報告と地域における先進的な取り組み事例報告などを予定しております。

現在、新型コロナウイルス感染拡大が経済活動や市民生活に大きな影響を与える中、困難を抱える方がさらに多くなっています。「ふれあい」や「絆」を大切に取り組みを進めてきました地域福祉活動において「新しい生活様式」を踏まえた新たな活動方法を模索する必要がありますが、委員の皆様より、様々な視点からご意見をいただければと思います。皆様には、より一層のご協力をお願いいたしまして、挨拶とさせていただきます。

令和2年7月31日、南丹市長 西村良平 代読で失礼しました。

3. 委員紹介

事務局：つづきまして、委員の皆様の紹介をさせていただきたいと思います。昨年度から2年の任期で委員に就任いただいておりますが、3月に予定しておりました委員会が新型コロナウイルス感染拡大の影響により中止となり、就任後初めての委員会となります。名簿にしたがいまして全委員の皆様を紹介させていただきます。

(委員名簿順に紹介)

つづきまして、本日出席をしております、事務局職員を自己紹介で紹介させていただきます。(事務局自己紹介)

4. 委員長・副委員長の選出

事務局：次に、推進委員会の委員長及び副委員長の選任をお願いしたいと思います。

委員長・副委員長につきましては、南丹市地域福祉計画推進委員会条例第5条第1項に規定しております。委員の皆様方の互選となっております。

どのように取り扱わせていただいたらよろしいでしょうか。

委員：事務局案で結構かと思います。

事務局：事務局案というお声をいただきましたが、そのようにさせていただいてもよろしいでしょうか。

委員：異議なし

事務局：ありがとうございます。それでは、事務局の考えを申し上げまして、ご承認をいただきたく思います。

委員長につきましては、南丹市地域福祉計画の第1期計画から策定に携わっていただきまして、以降、本推進委員会の委員長も務めていただきました、佛教大学社会福祉学部教授の岡崎祐司委員に引き続きお願いしたいと考えます。副委員長につきましては、平屋地区地域福祉推進協議会の栢下修委員にお願いしたいと考えます。

委員の皆様の手拍をもちまして、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

委員一同：(拍手)

事務局：ありがとうございました。

岡崎委員長、栢下副委員長よろしくお願いいたします。

それでは、委員長席、副委員長席に移動をお願いいたします。

それでは、就任いただきました岡崎委員長より一言ご挨拶をお願いいたします。

5. 委員長あいさつ

委員長：おはようございます。マスクをしたまま失礼いたします。新型コロナウイルスの感染拡大という状況の中で、本当に皆様も大変大きな不安と、危機感をお持ちかと思えます。特に私ども大学に勤めておりますので、危機感は本当に大きいのですが、東京・大阪といった大都市を中心に都市機能とか商業的機能といいたましようか、そういうものが集積しているところが感染集積地になっているのではないかという疑いもあって、2月、3月、4月の状況と対策の打ち方も当然変えてもらわねばならないというような状況であります。特に医療機関ですとか老人福祉施設、障がい福祉施設、児童福祉施設といった福祉施設で感染が拡大するということを抑止し、社会的に支えていかなければならないという、大変重大な局面にきているのかと思えます。こういう中で、当然地域の活動にも大変大きな制約が出ているかというふうに思っております。

今回は、昨年度の活動の点検評価をして、今年さらにこれを一層進めていくための確認を行う会議でしたが、昨年度中に開催できず、新年度になりました。しかし、この地域福祉計画の中にあります基本的な理念、みんなでつくる、誰もが安心して、つながりながら住み続けられるまち、というのはむしろこういう状況だからこそ非常に重要といえますか、こういう状況だからこそ求められているということかと思っております。先ほど市長の挨拶にもありましたが、様々な福祉問題が地域にあります。やはり私どもが懸念するのはこういう状況の中でそれがどんどん潜在化する、潜りこんでしまい表に出ない、あるいは声が出せなくなって行くということがあります。

この地域福祉計画は、当然こういう状況を想定した計画では全くありませんが、理念や考え方はやはり今非常に重要かと思えます。ただ、現実にはさらにこの中で地域の活動を進めて行くには、色々制約がございます。知恵を出し合いながら可能な限り、地域福祉の活動を進めて行って、暮らしの困難さ、潜在化している問題も掘り起こしながら、人のつながりを作っていくということの大事さを考えていかねばならないと思っております。

今日は限られた時間ですけれども、昨年度の点検、評価を踏まえて、また、地域の取り組みをご紹介いただきながら、今年の取り組みを考えていくことにしたいと思っておりますので、どうぞ最後までよろしくようお願い申し上げます。以上でございます。

事務局：ありがとうございました。ここからの進行につきましては、岡崎委員長にお願いしたいと思えます。それではよろしくようお願いいたします。

6. 議事

(1) 第3期南丹市地域福祉計画・地域福祉活動計画の進捗状況について

委員長：それでは次第にしたがいまして進めさせていただきます。第3期南丹市地域福祉計画・地域福祉活動計画の進捗状況について、2年目ということで、この計画に沿ってどのような取り組みがなされているかといったところを、まず事務局の方からご説明いただきたいと思います。

事務局：失礼します。それでは説明の前に本日の資料の確認をさせていただきます。

事前送付させていただいております資料をお持ちいただいておりますでしょうか。お持ちでない場合はお申し出をお願いします。

本日、用意させていただきました資料ですが、次第、委員名簿、相談窓口の紹介、南丹市権利擁護・成年後見センターに関する資料、法人後見についての資料、八木町南地区「災害時避難者支援マップ作成会議」の取り組みについてという資料、それと、参考としまして京都新聞のコピーと、南丹市地域福祉計画推進委員会条例をつけております。

また、机には第3期計画の冊子と、概要版を置かせていただいております。以前にお渡ししているものですが、本日お持ちでない場合は、そちらを見ていただければと思います。

それでは、第3期計画の2年目の進捗状況について報告させていただきます。本日初めて参加いただく委員の方もいらっしゃいますので、初めに簡単に第3期計画の概要を説明させていただきます。

まず、地域福祉とは、誰もが安心して自立した生活を送ることができるように、地域のつながりを深め助け合いながら、暮らしやすいまちづくりを進めていこうとする取り組みのことで、この地域福祉を推進するための仕組みをつくる計画が地域福祉計画で、市が策定する計画です。一方、地域福祉活動計画とは、地域福祉の推進を目的とする実践的な活動計画として社会福祉協議会が策定するものです。

南丹市では、この二つの計画を、第3期計画において市と社協が協働して、一体的に策定をしました。その成果物がお手元の冊子となります。冊子の表紙にもありますように、第3期計画の計画期間は、2018年度から2022年度までの5年間となっています。計画の基本理念は、「みんなでつくる、誰もが安心して、つながりながら住み続けられるまち」としております。

次に、冊子44ページをご覧ください。44ページに、基本目標を二つ設定しています。一つ目が、「住民が主体的に取り組む地域づくり」としています。少子高齢化・人口減少社会という現状にあって、南丹市においても、核家族や高齢者世帯、ひとり暮らし高齢者が増えるなど、家族の形も大きく変わってきています。こうした中で、社会的な孤立や複雑な課題、新たな生活ニーズなどが出てきている状況にあります。そこで、地域のつながりを再構築し、地域の中で見守り合い、課題を発見し、さらには支え合いによる課題解決などに導いて行けるような仕組みをつくって行こうというのが、基本目標1で目指すところです。

二つ目の目標は、「総合的な相談・支援体制づくり」としています。多様化し、複合的で困難な課題を抱える方や、現在あるどの制度にも当てはまらないといった、制度の狭間で困難を抱える方たちを受け止めるための仕組みを、行政や専門機関などでつくって行こうというのが、基本目標2で目指すところです。

この「住民が主体的に取り組む地域づくり」と行政や専門機関による「総合的な相談支援体制づくり」を両輪として、地域福祉を進めていこうというのが、第3期計画で目指す大きな目標です。

つづきまして、45ページには、施策の体系を掲載しています。基本目標二つの下に、基本方針として(1)地域での支え合い(2)協働ですすめる地域福祉(3)住民参加の促進(4)相談支援体制の推進の四つを置き、その中に基本施策と施策を置いています。

次に、48、49ページをご覧ください。48、49ページには、計画のイメージ図を掲載しています。48ページが基本目標1で目指す地域のイメージで、②町圏域と④行政区圏域の間に③地区圏域をお示しして、取り組みを進める区域としているところが、第3期計画の特徴となっています。そして、49ページが基本目標2で目指す、行政や専門機関による総合的な相談支援体制のイメージとなっています。以上が、計画の概要となります。

それでは、ここから昨年度の計画の進捗状況について説明させていただきますが、時間の都合上、事前資料をご覧くださいと思いますので、主な内容について報告いたします。

【資料1】の3ページをご覧ください。基本方針(1)地域での支え合いについては、人と人とのつながりを強化する取り組みが進められました。4ページの写真にありますように、各地でサロンや、居場所づくりが行われたり、活動が円滑に継続してできるように、サロン同士の交流会で情報交換などが行われています。また、地域で困りごとを抱えた方や孤立する人がいらっしゃらないか、民生委員やふれあい委員、地域の関係者などで情報交換や情報共有が行われています。課題としては、地域での支え合いを進めていくには、やはり地域の方々の力が必要ですが、担い手不足が深刻で、区長や民生委員のなり手が見つからないといった声が聴かれます。また、限られた担い手に、負担が重くのしかかるといったことも現れています。持続可能な地域とするために、担い手育成や負担の軽減などについて、みんなでアイデアを出し合うことが大切です。

また、公的なサービスだけでは対応できない様々な課題について、区や区を超えた地区で取り

生まれ、6ページの写真にありますように、ちょっとした困りごとを頼むことができるサービスの立ち上げや、お出かけツアーなどの移送サービス、地域防災力強化の取り組みなど活発に取り組まれました。特に移動支援に関するニーズは高く、各地域で取り組まれましたが、公共交通、福祉の公的支援、地域の支え合いサービスなど多方面で補完しあって充実していく必要があります。

また、地域防災力の強化は、災害が多発する中、喫緊の課題ですが、地域の関係者が心一つに取り組んでいく必要があります。本日はこの防災の取り組みについて、後ほど事例報告をしていただく予定です。

つづきまして、7ページをご覧ください。基本方針(2)協働ですすめる地域福祉について報告します。

地域福祉を進める組織づくり、活動拠点づくり、支え合いの体制づくりについては、地域福祉推進モデル事業を継続して実施しています。

昨年度は、園部町摩気地区「摩気高山の郷振興会」、美山町宮島地区「元気にすごせるまち宮島協議会」、美山町鶴ヶ岡地区「鶴ヶ岡住み続けられる町づくり推進会議」の3団体に対しましてモデル事業で複数年継続して支援を行っています。また、モデル指定の3年間を終了した地区のうち、地区福祉活動計画を策定され、それに基づいて活動を実施されている日吉町佐々江四ツ谷地区と美山町平屋地区の2団体に対しまして、発展的助成を設定し継続した支援を行っています。今年度は現在のところ5団体がモデル事業や発展的活動事業を活用して取り組んでおられます。

また、町域ごとの第2層の協議体に位置付けます、地域たすけあい会議を実施しております。その中で、モデル地区など地域主体の活動内容やそれを始めた背景などを紹介したり、他の市町村の事例を紹介したりしまして、地域の方々の参加と協力によって課題に対する取り組み、特に、移動支援や生活支援、交流の場づくりなどについて話し合いを進められておられます。

そこには、地区を単位とする組織だけでなく、資料の8ページ9ページにまとめているような区レベルやグループ単位での活動や実施に向けた様々な調査活動などの情報も会議の中で紹介を行い、他の地域での参考にしてもらうようにしています。地域活動の紹介事例としましては、新聞の資料もつけておりますが、園部町木崎町での住民相互の支援活動が今年活動開始に至る事例なども見られています。

次に、【資料2】をご覧ください。先ほど申し上げましたモデル事業ならびに発展的事業を活用して福祉推進組織を設立され、現在も地区レベルで取り組んでおられる8つの地区を表しているものです。団体設立の背景からその後の取り組みの推移、活動計画策定の過程、現在の課題に対する取り組みを左から横に表にまとめています。地区ごとに見ていきますと、

①平屋地区地域福祉推進協議会では、9番目の項目の課題解決の実践として、学生との協働による高齢者宅でお話や手伝いの訪問活動、お出かけツアーの試行実施、移動支援活動のモデルプランの検討に取り組まれました。

②知井住みよい安全安心の町づくり委員会においても、高齢者の移動に関するアンケート調査が実施されました。

③大野虹の湖ネットワーク推進協議会では、各集落においてサロンなどの小単位で防災講座を開催されています。

④川辺振興会では、防災ネットワークづくりのために、防災講座や勉強会を重ねておられます。

⑤住みよいむらづくり協議会では、平成31年3月に策定された「私たちの未来図」という名の地区福祉活動計画において、健康教室やオープンデーなどを実施し地域活性化センターを支え合いの拠点にしていこうとされています。

⑥元気にすごせるまち宮島協議会では、2年前から試行実施しているお出かけツアー活動に、昨年度から元気アップ体操教室も合わせた取り組みを始めたり、今年度の策定を目指し計画検討委員会を始めたりされています。

⑦NPO法人摩気高山の郷振興会では、2年前から地域合同のサロンを実施され、その参加者送迎を地域の方々の活動されています。また移動支援活動の検討も行い、視察研修の実施や、民生

委員やふれあい委員の協力による高齢者の外出や困りごとに関する調査を実施されました。

⑧住み続けられる町づくり推進会議では、移送サービスの継続と今年度内の福祉活動計画策定に向けて準備を進めておられます。

ふたたび【資料1】に戻っていただきまして11ページをご覧ください。基本方針(3)住民参加の促進について主な内容を報告します。

様々な人の特性や違いを認め配慮し合える意識の醸成のために、市の事業では心のバリアフリー推進事業や様々な人権学習の機会を通じて、1人ひとりの福祉の学びに取り組みました。社協では、小中学校での福祉教育活動によりコミュニケーションの大切さについて体験学習を交えながら取り組みました。

地域福祉活動・ボランティア活動の参加の促進として各町域や市全体でボランティア交流会を開催し、ボランティアグループに加え、地域福祉推進団体やサロン活動団体なども加わっていただき、地域福祉の推進に関わる方々の幅広い参加による情報交換に取り組みました。

社会福祉法人における地域貢献をテーマに、南丹市内の12の社会福祉法人による懇談会を開催し、防災や災害時支援において法人の間で協力できることを話し合ったり福祉避難所の共通理解を深めたりしました。

つづきまして、「基本目標2総合的な相談・支援体制づくり」について、主なものを報告します。資料については、13ページからになります。

平成31年4月に市の組織改編があり、福祉事務所の中に福祉の総合相談窓口の位置づけで福祉相談課が新設されました。地域福祉計画の基本目標2の趣旨にのっとり、どこに相談すればいいかわからないとか、複合的な課題を抱える方や、制度の狭間で困難を抱える方がまずは相談に繋がれるように、相談対応をしています。1年間の相談状況については、後ほど担当者より報告させていただきます。

また、昨年度に取り組んだ内容として、成年後見センター設置への取り組みがあげられます。この成年後見センターは、認知症や障がいにより判断能力に不安を抱える方が、円滑に成年後見制度を利用できるよう、支援を行うことなどを目的としています。昨年度1年間の協議を経て、令和2年4月1日に福祉相談課内に権利擁護・成年後見センターを設置したところです。こちらについても、後ほど担当者より報告をさせていただきます。

また、社協における成年後見制度利用促進の取り組みとして、法人後見の受任体制の整備を行いました。こちらについても、別途報告をさせていただきます。

最後に、【資料3】をご覧ください。地域福祉の分野では、なかなか成果を数字で表すことが難しいのですが、第3期計画では大きな評価指標として、計画書の89ページに評価指標をあげております。

評価指数の地域福祉推進組織数ですが、2年目終了時点では8団体で、団体数としては1年目末と変わっていません。しかし内訳を見ますと、計画策定済み団体は、1年目より1団体増加して2団体となりました。日吉町の住みよいむらづくり協議会が平成31年3月に計画を策定されたことによるものです。

次に、地域福祉・生活支援拠点の整備数については、【資料3】の※印に記載しておりますように、中心的な組織、物理的な活動場所があり、継続的に活動されている実績があることなどを基準としてカウントしています。1年目は活動状況をまだ見ていた段階で、整備数は0でしたが、2年目には7団体をカウントしています。

最後に、総合相談窓口については、平成31年4月1日に設置済みです。

以上で資料の説明とさせていただきます。

委員長：ありがとうございました。

地域福祉計画の本冊では、基本目標というものがあって、基本目標のタイトルがあり、基本方針があり、さらに具体的な施策がありますが、これらに沿って何が行われてきたかまとめたものが、【資料1】です。具体的に写真等も入れて何が行われているかをご説明いただきました。それ

から、【資料2】について、地域福祉計画は行政計画ですけれども、進めるのは行政職員というよりは住民の方々になりますので、それぞれの生活圏域で地域福祉を進める組織を作っていく、ということが重要で、それぞれの地域で、今8つ挙げられておりますが、どういった経過で何をされてきたかをひとつの表でまとめていただいています。

ここまでの説明につきまして、何か確認事項、ご質問、あるいは補足があればお願いしたいと思います。いかがでしょうか、ご質問あればどうぞ。

委員：地域福祉推進組織が、8あるというのは資料を見ると確認できるが、地域福祉生活支援拠点の7というのは、どこかを見れば、どこの地域かというのがわかりますか。

事務局：地域福祉・生活支援拠点の整備数は2年目において7団体ということにさせていただきました。これについては地域福祉推進組織が8団体ある内の、元気にすごせるまち宮島協議会の活動拠点について、いくつかの施設が挙げられていますが、「地域福祉・生活支援拠点」の考え方といたしまして、常に協議の場やふれあいの場、あるいは協働の場として継続して使用される拠点があるという判断基準に照らし合わせた時に、こちらの地域（宮島地域）では学校施設などを主として利用されているため拠点施設としてのカウントまでには至っていません。それ以外の7地区の団体ではそれぞれ継続した取り組みを行える施設、拠点があるというふうに考えて7団体とカウントしております。

委員長：地域活動拠点というのは、社協さんなり市役所が、ここは活動拠点ですと指定することになっているのですか。カウントするだけで、ここは活動拠点ですと指定して、何らかのステッカーをあげるとか、そういうものではないですね。

事務局：はい。現在は指定をして、何か表示をするというようなことがないので、今後、考えていきたいと思えます。

委員長：計画の基準の中で、ここが活動拠点だとみなしている所が7つとあげられたということですね。

事務局：そうです。一つ一つ見ていきますと、活動も活発にされていますし、事務局の機能もあります。活動の拠点、そこを使って活動されているかというところを見させていただきますと、宮島は立地的に美山町の中でも中心地となります。他の地域は小学校が統廃合されており、その跡施設を拠点とされている場合も多いのですが、宮島は、そういう場所がなかったということもありまして、活動自体は進んでいます。拠点と言えるところがカウントできないと事務局では考えさせていただきました。活動自体が活発ではないということでは全くありません。

委員：なぜ7がどこかということをお聞かせいただいたかと言うと、地域福祉推進組織が、資料を見るとよく分かり活動もされていますが、園部、美山だどどの地域も組織的にある程度活動されているのがわかりますが、それが高齢化率が高いから充実しているのかなというふうに思っていて、園部だと地域差もあるので活動の度合いが違うのもわかるのですが、そうすると、この7という所は園部がたくさん個々で活動されているから、ということではなくて、美山地域で7カウントされているということですね。

事務局：地域福祉の推進組織としては、今8団体あり、その内の7団体を拠点としてカウントしておりますが、地域差があるということではないです。地域福祉推進組織は元々地域振興会などがあつた美山町の地域の中で進んできていました。その後日吉町でも小学校跡施設の利用などで地域福祉推進組織が立ち上げられています。園部でも全体的ではないですが、協議がまとまった所から取り組んでいただいている、川辺振興会や摩気高山の郷振興会などで取り組みを進めてい

ただいています。

まだ、令和元年度には八木の方での取り組みがなく、地域で取り組みに差があるということはありませんが、地理的なこともありますし、元々あった資源をどう使っていくかということも関係します。地域福祉活動が必要だと、盛り上がってきた地域から徐々に取り組んでいただいでいて、それが、また他の地域にも広がっていくというふうになってきていると思います。

今現在、八木地域で地域福祉推進組織がないからといって、活動がないということではなく、地域の中で活動の芽が出て少しずつ膨らんできて、立ち上げに向けて進んできているような状態にあります。見えない所での活動があるということも、またお知らせして行けたらと思っております。

委員：こうして1年目2年目と、その時の現状を言っていただけるとと思います。3年目になれば、資料の7という数字が増えると思うので、次の資料にはどこが該当するかということが分かる資料を付けていただけるとありがたいと思います。また、南丹市は広いですし、地域それぞれの活動もやはり違うと思うので、一概にみなさん一律に同じようにするのが正しいとは思っていません。それぞれの地域で、色々なやり方があると思うので、資料として次はその7という所が分かるようにしていただけると嬉しいと思います。

事務局：わかりました。また、分かりやすいように考えて行きたいと思っております。

委員長：いかがでしょうか。ご質問等あれば。また後で振り返りますので、全体的な所でも、もう一度この資料についてご質問等あれば出していただけたらと思っております。

それでは、次に先ほど少し福祉相談の所をご説明いただきましたが、福祉相談課における相談の受付状況・相談事例等について、権利擁護・成年後見、法人後見と一緒に相談関係の報告をお願いします。

●総合相談窓口「福祉相談課」相談状況の報告

事務局：それでは失礼いたします。改めまして私、南丹市役所福祉相談課課長補佐兼福祉総合窓口係長の西村孝之です。

ここではまず初めに、総合相談窓口、福祉相談課の相談状況の報告を申し上げたいと思っております。ご覧いただく資料については、【資料1】の13、14ページになります。少し小さいので、A4サイズにしたものも付けております。

まずは総合相談窓口のご紹介をしていきたいと思っております。特に相談対応と私どもの役割を紹介させていただきます。

福祉相談課の福祉総合窓口係は、まさに何でも相談の係です。また、他にも生活困窮者支援であるとか、成年後見に関する相談も現在担当をしております。

現在の体制ですが、私の他に保健師資格を持っております課長補佐が1名、係員の職員が1名、社会福祉士の資格を持った相談支援員が1名、教員の免許を持った学習支援員1名が相談対応、個別の支援、または関係機関との調整を担当しております。この体制は権利擁護・成年後見センターとも重なっておりますが、この5名が相談対応をしております。

福祉総合窓口の相談の対応と役割ですが、どんな相談でも福祉が関係しそうなら、お聞きしますという姿勢で応じております。これは本人やご家族だけではなく、その周りの人たち、例えば地域の民生委員の方や、介護サービスを担当しているケアマネージャー、社会福祉協議会の専門員、時に警察からの連絡を受けて相談に応じるということもあります。この総合相談窓口の役割は、大まかに言うと相談受付と調整役です。内部では、一時アセスメントと呼んでおります。一言で言えない事情を抱えた相談ほど、福祉相談課の中だけで解決することはありません。他の関係機関、障がい者福祉、高齢者福祉、包括支援センターであるとか、保健所などにも協力を依頼して一緒に対応をしております。

実際にどんな相談が寄せられているのか、傾向をご紹介するのに【資料1】の14ページ、一

番上に令和元年度の福祉相談受付状況を載せておりますが、昨年1年間で、相談の受付件数が109件あり、相談を受けその後何度か面談、電話のやり取り、訪問し、その後2回目以降の対応が93回あって、合計202回相談対応をしたということが載っております。その下に、相談の内容や区分を載せていますが、やはり一番多いのが、①の家計債務で、生活に困窮されている方からの相談が割合としては一番多くあります。一つの相談では終わりませんので、いくつかの重なった相談もありますが、その中でも一番多くを占めているのが、家計や債務の話、次に④と⑥にまたがっていますが、医療・傷病、あと障がい、これもほぼ一体となってお聞きすることが多いので、こちらについても件数が多いです。また、南丹市でも高齢化が進んでいますので、介護に関する相談が多いです。また、③の所に家族関係とありますが、虐待を含みます。虐待といっても色々あります。児童虐待、障がい、高齢いろんな方を含めて家族関係、家族間のトラブルとして多く相談が寄せられております。

こういった相談ですが、どのように対応しているか、まず相談希望の連絡でありますとか、直接窓口に来られることもあります。じっくりとお聞きするために、改めて相談日時や場所を決めることも多いです。もし、時間に余裕のある方でしたら、改めて相談するといった相談予約をいただいております。また、相談の日時、場所については、相談者や関係者の希望に合わせるように調整しています。相談者からの希望があれば、相談の場に関係する方や支援者の同席も可能にしております。相談場所ですが、市役所に来てくださいというだけではありません。例えば病院、自宅、どこか場所を提供すると言ってくださった方の所へ出向いてお聞きするといったこともあります。

相談をお聞きした後は、次に何に取り組むといったことが大事です。一度に進む相談はほとんどありませんので、引続き相談者の皆様と一緒に考えて行きますといった姿勢で、次こうして行きましょうと、予定をお互い確認し合うようにして、見通しをお示しできるようにしております。

ここが大事だと思っている所は、まず相談に応じる時、相談者があるのままの姿で話していただけるようにするための技術、対人援助技法というのがあります。色々なやり方があり、理論立てたものがあります。バイステックの7原則や、非言語コミュニケーション、そういった技術があります。その技術を駆使し、それとなく混ぜ合わせるようにして、相談者の方のお話をできる限り引出し、その方本来の姿に近づけるように努力しております。

そんな中で、昨年私が対応した例ですが、50代でパート社員をされていた男性のお話ですが、単身世帯です。婚姻歴はなし、両親は亡くなっておられます。兄弟もありません。ただ、京都市内に、叔(伯)父、叔(伯)母が住んでおられる、という方からの相談ですが、相談があったのは、本人からではなく、叔(伯)母からです。

本人の自宅がゴミ屋敷になっているという相談から始まったのですが、本来ゴミの処理に関しては、環境の担当になるのですが、相談を聞くうちに今度、その50代の男性が、急性大動脈瘤乖離という病気に罹って救急搬送され、病院内で脳梗塞を発症し、重症化されてしまいました。叔(伯)父、叔(伯)母も慌てられております。

そこでまず、この方に必要な手続きは何かということと一緒に考えて行きました。ゴミ屋敷の問題もありますが、今、先にこれをやってみようという提案をしながら、叔(伯)父、叔(伯)母と一緒に傷病手当金、生命保険の給付金がないかなど一緒に進めて行きました。

病院では日数が経つと、すぐに退院に向けた話し合いをしていかなければなりません。その場面でも一緒に行き、本人、叔(伯)父、叔(伯)母、主治医、作業療法士、理学療法士、地域連携室の相談員、私どもが行った時には、包括支援センターも同席しておりました。本人、叔(伯)父、叔(伯)母だけでは、この場面で次どうしていくかの話が出ないので、私どもが間に入って調整していきます。

退院は近づいているが、障がいの程度はわかりません。脳梗塞を発症されていたので、上半身、下半身はもう不自由になっておられます。身体障害者手帳が取得できないか、主治医、障害者福祉が間に入り調整して、手続きを叔(伯)父、叔(伯)母に案内していきます。それと併せ、ゴミの整理を進めていきます。とはいえ、一言でゴミといっても実際には、個人の所有物であり資産でもあり、私自身は手が出せません。なので、こういう方法なら廃棄物の処理ができますとい

ったこと、産業廃棄物業者はこういった所がありますといった案内をしながら、叔（伯）父や叔（伯）母が、家族総出で自宅を整理されていきます。

そうしているうちに、身体障害者手帳も出ましたので、障がいの程度もわかりました。そうすると今度は地域包括支援センターではなく、障がい者の制度を活用していかなければならないということで、障害者基幹相談支援センターの相談などと含めて、この方が退院したらどうなるのかという話をしていきます。とてもではないですが自宅で一人暮らしできるような身体の状態ではないですので、施設入所に向け調整にも関わり間に入らせていただくことによって、本人、親族の方の不安を取り除きながら、次の動きを提案して行けたのかなと思っています。

例えばということで、昨年の取り組みを紹介をさせていただきました。私からは以上です。

委員長：まとめて報告いただいてからご質問を確認させていただきたいと思います。では、南丹市の権利擁護・成年後見センターについて、お願いいたします。

●「南丹市権利擁護・成年後見センター」についての報告

事務局：それでは失礼します。南丹市福祉相談課兼南丹市権利擁護・成年後見センター、職種は保健師になります。中西と申します。よろしく願いいたします。資料は先ほどと同じになりますが、【資料1】の13、14ページをご覧ください。14ページのイメージ図が少し小さくなっておりまして、参考資料としてA4のものを置かせていただいております。併せてご覧ください。

先程からもありますように、南丹市では、この4月から直営で権利擁護・成年後見センターを設置しました。広報啓発が、コロナの関係でなかなか出来ていないのですが、5月22日のお知らせなんたん、あと文字放送でも流しています。

成年後見制度は、平成28年の4月に成年後見制度利用の促進に係る法律が定められております。成年後見制度の利用促進と聞きますと、どんどん成年後見制度を使いなさいといったイメージを、どうしても持ってしまうのですが、決してそのような法律ではありません。国が目指しているのは、先程も清水委員が地域において色んな格差がある、状況が違うとおっしゃっておられましたが、「全国どこの地域に行かれても、成年後見制度の利用が必要な方が、その市町の状況によって左右されることなく、制度を安心して利用できるような体制を整えてください。」といった法律になります。それに基づいてセンターを設置しました。昨年度、高齢者福祉と障害者福祉の狭間を埋める福祉相談課が設置されたことにより、協議も進み、今年度センター設置に至っております。

相談窓口のイメージ図をご覧ください。今までから相談は進んでいなかったのか、と言われてましたらそんなことはなくて、図の方の左側にあります、生活相談センター、包括支援センター、基幹相談支援センター、それぞれで成年後見制度の相談が入れば対応いただいておりますし、現在も同様に相談体制をとっていただいております。それに一つ、右側にあります当センターが加わったというような形になります。窓口が一つ増えただけではないのかと見られがちなのですが、大きな進歩としましては、南丹市として成年後見制度を推進する核となる機関ができたということが、このセンターができた大きな成果ではないかと感じております。

今年度のセンターの重点実施目標は、広報啓発、相談体制の構築とさせていただきました。市民の方はまだ、成年後見制度をなかなかご存じではありませんし、メリット、デメリットもごさいます。そういったことを、どんどん出て行って啓発して行きたいと考えております。

また、相談体制としましては、成年後見制度というのは、司法と福祉のコラボと言われております。私、この言葉がすごく好きなんです。現在、司法書士会、弁護士会も大変協力的に色々な支援をいただいております。成年後見制度にまつわります弁護士、司法書士への市民の方、支援者の方の相談体制についても、ご協力をいただきながら、協議をしている段階です。法的な案件に対応できるように、今後専門職の先生方とも連携を深め、皆さんに相談していただきやすい体制作りに取り組んでいきたいと思っています。

何分4月からの開設ですので、形として、今現在整えている状況です。4月からの相談状況で

すが、やはりセンターの周知がなかなかできておりませんし、市民の方からの相談もありませんが、支援者の方からは困難ケースの対応があり、徐々にではありますが一緒に動いております。

最後になりますが、皆様方にお願ひがあります。各団体からお越しいただいておりますし、センターの担当職員としましては、先程、福祉相談課の体制について説明しましたが、兼務となっております。後見センターの業務につきましては、保健師の私と、社会福祉士の林相談支援員が主に関わって行くこととなります。もちろん色んなところから相談が入ってきますので、一緒にしていくのですが、広報啓発に関しましては、主にこの2人が出ていきます。もし5分でも10分でも皆様方の所でお話する機会をいただけましたら、是非お声かけいただきたいと思ひます。

また、施設様での相談会などで、社会福祉士だけでなく司法書士も、ということがありましたら、ご相談に乗れることもあると思ひますので、是非お声かけいただけましたら嬉しいと思っております。センターの存在と、成年後見制度のことをまずは知っていただくことで足固めしながら、1年間やっていきたいと思ひます。今後ともよろしくお願ひします。以上です。

委員長：ありがとうございます。成年後見センターでした。続いて社協の法人後見についてよろしくお願ひします。

●「社会福祉協議会の法人後見」についての報告

事務局：失礼いたします。それでは社会福祉協議会から法人後見事業について、ご報告させていただきます。お手元に南丹市社協の法人後見受任イメージという資料をお配りしておりますので、そちらをご覧くださいと思ひます。まず、この図で法人後見事業の概要を簡単に説明させていただきますから、昨年度の動きを報告させていただきたいと思ひます。

南丹市社会福祉協議会では、親族さんや専門職による個人後見の引受手がない方の権利を擁護するために、当会が法人として後見を受任できるように、法人後見事業の準備を進めてまいりました。図の左上の囲みの中に、実施要綱第13条として記載しておりますとおり、対象者の要件としては、(1) 市長申立をする方で、他に適切な成年後見人等が得られない方 (2) 原則として高額な財産を所有せず、他に適切な成年後見人等が得られない方 (3) 日常生活自立支援事業利用者で判断能力が低下した方のうち、第1号か第2号に当てはまる方 (4) 南丹市社協及び運営委員会が特に必要と認める場合、を対象者の要件として考えております。

実施体制としましては、右の囲みにありますように、事務局を社協の生活相談センターに置き、そこに専門の従事職員を配置し、また、その元で実務を補助する法人後見支援員を配置するように考えております。この法人後見支援員には、南丹市が実施する市民後見人養成講座を修了いただいた方々に登録をいただくということを想定しております。

また、右端の囲みに記載しているとおり、本会の諮問委員会として、法人後見運営委員会を設置しております。構成としましては、そこに書いてありますとおり、学識経験者、法律関係者、医療関係者、福祉関係者、行政関係者、当事者組織、その他南丹市社協会長が適任であると認める者から委員をお世話になりまして、構成をしております。この委員会で後見業務に対する法人後見等についての受任等についてご意見をいただいたり、また、後見業務に対する監督、指導助言等をしていただくこととしております。

昨年度の動きとしましては、8月に家庭裁判所と意見交換を京都家庭裁判所園部支部で行いました。当会の法人後見事業の実施体制等について、説明をさせていただき、具体的な実施に向けての意見交換を行っております。また、10月には第1回法人後見運営委員会を開催し、事業の実施要項等を確認して、今後の運営についての展望や方向性について意見をいただいております。また、1月には、市民後見人の養成講座修了者の皆様に法人後見支援員の登録募集をさせていただき、現時点で7名の方に登録をいただいております。また、2月には、京都府内の他市の社会福祉協議会に法人後見の実務について職員が視察に行っております。

現時点では実際の受任には至っておりませんが、今後、市の権利擁護・成年後見センターとも、しっかりと連携をしながら当会での支援が必要と思われる方があれば、受任について運営委

員会で検討していただければと思っております。以上簡単ですが、社協の法人後見についての報告とさせていただきます。

委員長：ありがとうございました。今3つご説明いただきました。何か、ご質問、確認事項がございましたらどうぞ。お願いいたします。

僕からですが、社協の市民後見人7人とおっしゃいましたが、養成講座に来ておられたのは何人ぐらいでしたか。

事務局：養成講座を受講された方は18名で、その内市民後見人として市に登録された方が11名いらっしゃいました。その中から社協にも登録いただいた方7名ということです。

委員長：目標というのがありますか。何人ぐらい今後確保しておかなければならないとか。今の人数で、今の所はいいんでしょうけど。

事務局：現時点ではまだ、具体的な受任にも至っておりませんし、まずは一件ずつ進めていきたいと思っております。

委員長：受任まで行っていないのは、どういう背景ですか。そこまで成年後見を含めて十分まだ行き渡っていないということですか。

事務局：基本的に現時点では、司法書士さんや弁護士さんといった専門職後見でお世話になっております。幅広く受け入れるというよりは、他にどうしても受け手がいない場合の最後のセーフティーネットという意味で考えておりますので、そういったところになります。

委員長：今後わからないですが、大抵どこもどんどん増えていく傾向にありますので、今は少なくとも、今後ある程度考えておかないと、おそらくニーズが凄く出てくると思いますので、一杯になるかなと思います。

総合相談、ご説明いただいて、一例をお話いただきイメージはよくわかりました。ただ、相談209件について、50歳代のケースについては、ずっと関わってこられたケースになると思います。残っているケースというのはどこもなかなか、一カ所では上手くいかなくて、総合相談がずっと関わって、調整しているということになると思いますが、それが分かる数字が何かありますか。何人ぐらい今も持っているのか。

事務局：継続しているケースというのは、半数はあります。ただ、それが少し経てば別の相談機関が関わって、私どもの関わりが希薄になっていくケースもあれば、やはり障がい者ではなく高齢者の位置づけだということで、調整中のケースもあり、はっきりとした数字が出しにくいです。数字として表しにくいケースだからこそ、私どもが持っているというものが結構あります。むしろ一回相談を聞いて、どこかに引き継いで終わったというケースのほうが少なく、終わったと思っても、また戻ってきたりもしていますので、正確な数字は掴みきれていないというのが実際です。こういった所でのよろしいでしょうか。

委員長：ありがとうございます。表現が難しいのですが、グレーというか、燻り続けるというか、何か問題であるのは確かだけれども、すぐ支援にまでは行かない。でも1年後、2年後どうにかなっているだろうという、問題性がある程度ありながら、ずっと存在し続けるものというのは、実は沢山あって、そこを受けておられると思います。だからおっしゃるとおり、これで解決とか、これで終結とか次へ送ったり、送ればいいのですが、送れないでずっと持つケースというのは、今後増えて行くのだと思います。そういった意味では、おっしゃるように数字で明確には言えないと思うので、そこは大変ですが、でも大事な相談体制だと思います。

いかがでしょうか、他に何か。よろしいですか。

成年後見センターは、これからもっと広げて行くということで、是非ご理解いただきたいと思えます。

それでは、また後でも、ご質問あればお願いしたいと思っております。でも、南丹市ぐらいの規模で総合相談と成年後見センターを持っているというのは、非常に貴重だと思いますので、是非よろしくお願ひしたいと思えます。

よろしいでしょうか。それでは、ここまでの計画に基づく昨年度の取り組みのご説明でしたけれども、次に地域における取り組み事例のご報告いただきたいと思えます。毎年、谷口委員から防災のご質問なり、ご指摘をいただいているところですが、現在、八木町の南地区で災害時の要配慮者支援を切り口にして、社協の地域福祉推進モデル事業に取り組んでおられます。今日、谷口委員にそのご報告をお願ひしておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

(2) 地域における取り組み事例についての報告

委員：失礼します。谷口と申します。この会議の委員というよりは、八木町の南地区で取り組みを進めている事務局の取りまとめということで、課長からのお話があり、今こんなことをやっていますということで、短い時間ですが、お話をさせていただきたいと思えます。お手元の資料2枚ありますが、読んでいただければ、お分かりいただけると思えますので、それとあまり重ならないようなことを申し上げたいと思えます。

ご承知のように平成30年には6月以降5回、6回民生委員が、担当している方たちのお家を訪ねて「避難されますか、避難しましょう」と呼びかけ活動を行いました。この時の経験が、今ある取り組みの大きな動機になっています。さかのぼれば、経過にもありますが、4年ほど前でした。

八木町消防団の南分団は、ひとり暮らしのご家庭に防火訪問を年1回行っています。それに民生委員とふれあい委員が一緒になって班分けをし、大体1班5・6件のお家を回る取り組みをしております。ところがその取り組みの終わった後、まとめの会を行い、色々なことを話している内に、分団長と私と話が合いました、このままでいいのかということで、なんとかしなければいけない、ということで、話を進めまして、2人だけで話しているよりは、組織として取り組むことも大事ではないかということで、分団の役員と南地区の民生委員、当時は8人でしたが、懇談をする場を何度か持ちました。

その中でできたのは、なんでも言うてやと、何かあれば民生委員のいうことはみな聞くでと、こういうことを分団の役員の方々におっしゃっていただきました。その信頼感を得るのに2年ほどかかったかなと思えます。そこへ、平成30年の災害、避難の呼びかけということがありましたので、南地区の委員だけではなくて八木町の委員、それ以外の町の委員を含めて、この時は相当な苦勞をしながら該当する方々のお家を回ったり、電話を掛けたりということで走り回ったように思えます。

そういったことについての、取りまとめの会を、民生児童委員協議会等で行っている中で、このままではあかんやろうなど、なんで民生委員がここまでせなあかんのやろうと、行政の末端で行政区の取りまとめは、区長さんがなさるはずやと、区長さんを中心とした動きというのを作りださないと、とてもやないけれども民生委員も足りない、なり手がなくなると、こういうお話がどんどん出てまいりました。

以前のこの会議の前身の会議でもご意見があつて、行政区の長は区長なので、区長を中心とした行政区の動きというものを組織しない限りは混乱が生じると、なにかがあつた時には、上手く事が進まないのではないか、というお話があつたかと思えます。そういったことを思い起こしておまして、何とかしようかという話をしている内に、やっぱり区長さんを交えた取り組みを進める必要があるだろうということで、区長さんの取りまとめをしている自治会に呼び掛けて、事務的なことのお願ひをすることで、社協の事務局にも呼び掛け、この4者で事務局を作ることにしました。

その中で、一番わかりやすいことは何だろうと考えました。市が取り組みを進めています支援者台帳登録申請の取り組みがありますけれども、これがどうも、言葉はあまりよくないのですが、形だけになってないかと、作ったはいいけど、それをどう生かしていくかということについては、大きな課

題があるのではないかと、そんなことが話として出てきました。それを生かすためにどうしたらいいか、冊子をもっているけれども、それを見るだけでいいんだらうかと、やっぱり、目で見て一目でわかるそういった物を作ることが、最も分かりやすく、生かしていきやすいのではないらうかということで、地図を作らうと、こういうことになりました。

狙いとして、大事にしたことは、やっぱり頭の中に知識としてしまい込んでおくだけではなくて、実際に手を動かして、目と頭を働かせて、作業をとおして、この区内の様子を知る、こういうことではないかと。それこそが生きることに繋がるらうということ、地図を作らうということを決めました。

組織としては、さっき申し上げたような4つの団体で、2人ずつ程の代表で事務局を作ったということになりますけれども、いざその地図を作る時に、地図に誰を載せるんだということ、話が戻ってきました。やっぱり市が進めている支援者台帳に登録をした人、これに限りましょうということにしました。その話の過程では、地域内の様子は、ふれあい委員さんがよくご存じやし、あるいは区長もご存じやし、ということで、そういう人達の情報も基にした記載が大事なのではないかという意見が散々出ましたけれども、もしも仮にひとつの例として、ご主人が亡くなられて独り住まいになられた方、だけでも色々な思いがあるんでしょうけど表札を変えられない、要するにご主人がまだご存命だというふうな表示をなぜされているらうということ、一例ですが、考えていった時に、お住まいの方々の不安を取り除く、あるいはなぜそのような情報を知っているのかということが出てきた時に、どのような言い訳があるらうということ、やっぱり数は少ないかもしれないけれども台帳に登録した人に限定をして始めましょうということにしました。

市の資料、お手元の資料にも書かれていましたけれども、大体登録をされているのが、当該する方々の3割から4割だと思います。私の担当する町内でも3分の1ぐらいしか、登録をしていただけていません。ですから、出来上がったものを目にした時に、これで全てか、ということになります。それが全てだと思込んでしまうと、いざという時何の役にも立ちませんので、台帳に載ってない方、登録をされていない方に、どうするのかということが今一番大きな課題です。

民生委員を2年なり3年なりしますと、担当する区の様子もよく分かってきますので、台帳の有る無しに関わらず、このお家はこういう困難を抱えてらっしゃるとか、何かあった時にはこういう支援が必要だなということが分かってまいります。だけどそれをそのまま、支援マップに載せていいのかという懸念がずっと払拭されません。今日発表させていただくことをお受けしたのも、それを超えるよい知恵があれば、教えていただけるきっかけになるかなということ、やっつてることのお話をさせてもらうことにしました。

なんとしても、今、個人情報であるとかプライバシーであるとか、そういったことが非常に大事にされている時ですので、これを超えてご本人の承諾なしに地図に落とし込むというようなことが、とても無理ではないかというふうに考えた、これが出発でありました。

とりあえず実際に生きる地図にするためにはそこを越えて、関係する区長なり、あるいは民生委員なり、あるいは消防団の分団なりが、把握をしている事情というものがその地図に書き込まれていくことが、よりよい地図になるらうというふうに、考えとしては進んできている訳ですし、この間の会議に参加していただいた区長さん方のご意見を見ましても、生かすためにはやっぱり申請されてない方も含めた情報の記入が必要だということを、個人情報のことは大事だと一方ではおっしゃりながら、どうしたもんかなというご意見が非常に多くありました。

こういったことについて、これから改めて事務局並びに参加していただいている区長さん達と相談を進めていきたいと思っています。昨年、全体の会議を初めてもちました。7月の7日だったと思いますけれど、この時に、行政区が南地区には15地区あります。区長さんが15人おいでになります。それに民生委員が9人、加えて社協の事務所の職員、それから消防団の分団併せて60人から70人ぐらいが、テーブルを囲んで、もちろん行政区ごとに分かれてですけども、作業をしました。

昨年と今年の大きな違いというのは、昨年の場合にはそこにも書きましたけれども、「えー支援台帳なんてこんなあったん」「どうやって使うんやろ」とか「初めて見た」といったような声がほとんどでした。けども今年の場合は、区長さん同士で引き継いでくださいねと、繰り返し申し上げたこともあったらうと思うのですが、その引継ぎが上手くいったようで、非常にスムーズに作業は進み

ました。この時に、昨年作った地図に新たな情報を加除していく、これだけでもよいのではないかと
いうご意見もあったのですが、冒頭に申し上げたように、言葉で知識で持っているのではなく、作業
をとおして知っていただくということで毎年一から作り直しましょうと、申し合わせしています。
中には、そんな面倒くさいことせんとデジタル化すれば、という声もない訳ではないのですが、スタ
ートした時点での思いというものをそんなふうにして今後にも引き継いで行ければなどと思ってい
ます。

お手元の資料にあれこれ書いておりますけれども、お目通しいただいたらということで何となく思
いつくことを語らせていただきました。以上です。

委員長：ありがとうございます。30年の豪雨の時だったのか、総選挙と豪雨と一緒にあった時が
あって、その後、日吉の建物でこの委員会をやった時に、谷口委員から、災害の話をしていただいて、
他の委員からもたくさん話も出ておりました。

私もそうだなと思っていたんですが、今回、八木町の南地区で一から地図を毎年作るということと
か、この支援台帳の存在がそれで分かったという、なるほどこの委員会でも支援台帳の話が出てくる
んですが、どう活用するかよりも以前に知っているか知っていないかという話もあって、今の話だと、
こういう取り組みを通して初めて色んな関係者が支援台帳のことが認識できるんだなと思いました。

色々課題もお伝えいただいたのですが、今のご説明で分からない所、何かご質問あればどうぞ。あ
るいは他の地域でもこういったことをやっていますということでも結構です。

委 員：南丹保健所の山本です。感想といたしますか質問ではないんですけども、今委員長がおっし
ゃったとおり、京都府内各市町村さんで、災害時の要配慮者支援台帳というのは作成に非常にご苦労
されておられまして、色んな形で地区の住民さんの津々浦々までするというので、非常に困難とい
うことを聞きながらも、一定の形では支援台帳を作っていますということで、京都府としては受け止
めている部分があります。

今、報告をいただきました取り組みにつきまして、特に毎年新たに一から作成すると、これは凄く
大変な労力があるとは思いますが、やはり、おっしゃっていた生きる地図ということをするた
めには、この作業をしていただくということで、実際に大きな災害があった時に本当に使える地図に
なるのではないかと思います。

なかなか継続していただくということにつきましては、一番最初に台帳とか作る時はかなりのパワ
ーがあって、一番目は結構良く作れるんですけども、それを毎年継続して行くということが、非常
にしんどいものというふうに思っておりますが、是非これを次年度以降も継続していただきまして、
また、南丹市全体で取り組みが繋がりましたら非常にいいんじゃないかなと思いたしたので、感想と
いたしますかお願いということで、発言させていただきました。よろしくお願ひいたします。

委 員：すみません失礼します。今具体的にマップ作りということで、うちの区の方でも、マップま
ではできてないんですけども、非常時用に都会からIターンされてきた方の連絡先などを区長が保
持しているようなことをやっております。なかなかマップ作りまではいかないんですけど、今日実
際作られたマップが、災害時にどのように役立って、区長さん、民生委員さんとの協力関係がど
よようになっていくのか、みたいなお話がお聞きできたらなと思います。

委員長：もう一つ、地図に落とすとおっしゃっていましたが、そこに、何がどういうふうにかかれて
いるのか、教えていただければと思います。

委 員：お答えします。お手元の資料の2枚目の裏になります、作成作業手順というものを書いてい
ます。そこに準備するのは拡大をした住宅地図であったり、マークシールであったりということにな
りますが、下半分、4分の1の所に、連絡確認メモというのがあろうかと思います。これは黒白の印
刷になっておりますので、わかりにくいですが、凡例、区分1の所では要介助が赤、ひとり暮らしが
緑、高齢世帯が黄色、その他は青というふうにして色分けをしたシールを、該当のお家の地図に貼り

まして、そうして、その方の何が一番の課題なのか、何が支援の事情になっているのかということ、そのシールの上若しくは横に書き込んでいく。車椅子であったり、人工透析であったり、あるいは外国語が必要であったりというようなことになろうかと思ひますし、実際にそういう例があったんですけども、耳の聞こえない方に避難を呼びかけた時に、とっさにご近所にたまたま手話のわかる方がいて、その方に一緒に行っていただいて伝えたとか、あるいはそういう方がご近所におられなかったもので、たまたま側にあった広告の裏に、書いて示したとか、そんなことも民生委員の話し合いの中では出てきました。

そういった時に、どうしたらいいのかということで、当該の方がおいでの区については、民生委員がそういった情報をお伝えする時に、小さい黒板をもって行こうかだとか、こういうふうな話をしたこともあります。そういった事情を事前に避難情報の連絡確認メモということで、記録をしておいて、当該の方がどこへ、どなたと、避難されたのかということ、書いていくようにしようと、これを大事にしていこうと思ったりしています。

これは地図とセットであるものでして、これは区長さんだけにお持ちいただくということにしているんですけども、先ほど申し上げました、支援台帳に申請されていない方についても、これには書いておいてもいいだろうと、日常の中でやり取りをしていくと、分かってくることもあるので、連絡漏れがないようにするには、頭の中に置いておくだけではなく、こういう記録するものもいるんじゃないかと、いうことで、これの活用を考えましようとしています。

先ほどのお尋ねの所で、この地図をどう生かしているかということになる訳ですが、今私たちが感じている課題はそこにあります。実際に拡大した住宅地図に書き込んでおいて、それを区長さんが一部と、消防団の分団が一部持つことにはしておりますが、分団については、どこのお家だということをつかれないことがありますので、地図が役立つと思うのですが、この点について、どうして行こうかということ、8月の末にもう一回この会議を持つことにしていますので、全体で話し合ひましようとしています。

ただですね、昨年と一昨年の違いを考えてみますと、地図を作る前は、大きな区であれば30軒、40軒、民生委員が雨の中を走り回ったり、電話したりしました。ところが、去年の場合は、7月に大雨等が少なかったということもあるんでしょうけど、市から避難情報が伝えられた時には、区長さんをトップにして、隣組長さんを通じて区民の方々に色んな情報が伝わった。だからそこで民生委員が一昨年のように、とんでもなく走り回らなくてはいけなかったことはなくなった。だから、より重点化してお訪ねをしたり電話したりということが可能になったというのが、非常に大きな違いだったかなと思っています。十分な答えではないですけど以上です。

委員長：ありがとうございます。いかかでしょう他にご質問等あれば。

これは、支援台帳に載せていいですというのは、対象者の南丹市の何割ぐらいの方が載っている、載せていいとなっていますか。

事務局：全体的には4割行っていなかったと思います。対象になる方が、5千人ぐらいいらっしゃったら、登録されている方が、2千人ほどという状況です。

委員長：それは地域差はあるんですか。例えば八木、園部、日吉で差があるとか。そこは、わからないんですか。

事務局：地域差はありますが、今手元に資料がございません。ただ、顔の見える関係を築いておられる所のほうが、登録率は高いです。園部のように、マンションなどが多くあるような所は、低くなっていく傾向があります。

委員長：支援台帳について、そもそももう少し趣旨を理解いただいて、あるいはそれに載っていることがどう生かせるかということ、そこを掲載していただける人を増やすしかないということですかね。

事務局：やはりそうです。地域の中で情報を共有していただくためには、台帳に載せてもいいですよという方を増やす必要があります。すごく個人的なことを含め、南丹市では台帳に情報を豊富に載せていると思っています。地域の支援者や緊急時の連絡先、自分の体の状態について、車イスが必要であるとか、定型的に選んでいただく所はありますが、それ以上に、こういう薬が必要だとか、こういう手助けが必要だということを細かく書かれる場合もありますので、できる限り情報は載せられるようにしているので、非常に情報が豊富です。

その分取り扱いに気を付けなければならないということもあろうかと思えます。けれども、台帳に載せることによって、地域の方にその方が災害時にどう動けばいいのかということを知っていただけるということで、台帳に載せることが大事だと思っています。

あと、外国人の関係でも登録が必要じゃないかというような動きがありますが、地域の方があまり、中長期で入ってこられる外国人の存在自体がわからないということもあって、どう支援していいのかわからないということもあります。ですので、まず、言葉が分からず避難が困難という外国の方がおられたら台帳に載せましょうという動きもありますので、今後進めていきたいと思っております。

委員長：ありがとうございます。いかかでしょう他に。

委員：すみません。ちょっと付け足しをさせていただくと、今事務局からも話がありましたけれども、呼びかけをすることが一番だと今は考えています。そこで、今までは民生委員が呼び掛けるということが中心でしたが、昨年からは消防団の分団が防火訪問をする時に書類は渡せないけれども、こういう趣旨でこういう制度がありますよと、取り組みませんかということ、個々に話をしましょうと、これが一つです。

もう一つは、八木の南地区の場合は、世帯台帳というものを区長が持つことになっていて、これは家族それぞれの構成も含めて書いてあるものですので、そこで発見とか見つけられた事柄を、区長さん限りとして情報をお持ちなので、その情報を生かした勧奨をしてもらいましょうということで、区長、消防団の分団、民生委員、それぞれがそれぞれの活動に合わせて、登録を勧めるという活動をしましょうと、去年から始めています。

結果として、区によっては2、3人区長さんの勧めで登録をされたり、あるいは分団が声をかけて防火訪問をしたことによって、すでに登録したことを忘れてらっしゃる方を含めて、私も登録してと、こういうことも、一つの区に3軒4軒はあるぐらいに、声掛けが必要なんかと改めて認識したようなことがありました。

それと、事務局の話に後々のお話がありましたけれども、普段の連絡や連携をどういうふうに、アパートあるいはマンションに対してしてるのかということが、建物ごとというか所有者ごと違うというのが現実のようです。そういう意味では、アパートの所有者、若しくは管理者と連携が必要だろうし、それを踏まえた個々の入居者への働きかけも必要だなということを話し合いの中では整理をしています。以上です。

委員長：ありがとうございます。いかがでしょうか。

委員：すみません。ふれあい委員をしておるんですけども、話を聞いていると大変マップ作りに重点が行っていますが、私この間全国サミットに行ってきた、ちょうど防災の話の時に行ったんですが、全国で一番先進的な所の防災事例を発表されておりました。

そこはとにかく、最終的な責任者が避難所の一番総本山に座っていると、避難してきた人間は健常者、非健常者に関わらず首から札を下げている、その札には2枚紙入っています。1枚は、例えば健常者でしたら白と、非健常者でしたら赤と、耳が悪いのか、目が悪いのか、それで全部色分けがしてあって、避難所に来た時に1枚机の上に、その責任者の前に置き、1枚は自分が首にかけていると、それで避難する人間の数も何もかも把握できると、常日頃からそのことによって、首から下げることによって、その時点でプライバシー

は無いと、避難して救助することに前提を置いてあるので、プライバシーがどうのこうの言うのであれば、もう来んといてくださいと、避難所に入った時点で全てのプライバシーはありませんとそういうことでやっているということでした。

それを年に2回も3回もやって繰り返している内に90何パーセントの人間が避難してきて、そのことによって避難所に何があって、どこの避難所に何人が行ってというのが、すぐに分かるようになったと、それを全国で発表されていたんですが、その紙を集めたことによって、見ることによって、プライバシーが無いのでそれからマップ作りが始まりますと、今の話を聞いていたら、マップ作りが先に入っているようですが、ちょっと話が違うんじゃないかなと思うんですけど。すみません。

委員長：ありがとうございます。他になにか。

事務局：すみません。事務局からの質問です。今後の八木町の南地区の活動について。マップ作りをされたことによって、これまで台帳をどういったふうに使ったらいいか分からなかったとか、台帳があることは知っていたけれども関心がなかったという方にも知っていただけたこと、また、地域の中で台帳をどう活用するかということ、一つの区だけではなくて南地区全体で考えることができたというのは凄く大きいのかなと思います。民生委員さんが、災害の度に危険な目にもあいながら、一人で頑張ってくださっていたのが、体系的に区長を中心に動いていただけになったということも、凄く大きな一歩というふうに思います。

マップ作りをして終わりではなくて、この後、避難訓練などをされていくと思いますが、その辺りのことを教えていただけたらなと思います。

委員：今の件ですが、事務局の中で話をしていますのが、社協が中心となって地域懇談会等で、避難所の設営の仕方など机上での訓練というのが取り組みとしてありました。これが非常によく分かったと、色んな方が避難所には集まれるんだということ踏まえれば、私たちの南地区で言えば、中学校と小学校が避難所になるわけですが、その実際の図面を手に入れて、どこにどういう物を置くという骨格作りをしてはどうかと。そうすると、何かあった時に慌てずに、具体的な対処に力を注げるのではないかと。

だから、100パーセントは無理にしても5割、6割ぐらいにまでは、事前にそういった物を作っておくのも大事ではないかと、それを一つ案を作って、区長会等に提案をしようかというようなことも考えたりしています。

そしてまた、訓練についても、例えば自分では身動きが取りにくいという方には、そういう方も交えた避難訓練というようなことも、自治会のほうにも提案して、そういう内容を取り込んだ訓練なんかも使っていけたらなというようなことも、色々と話をしております。

事務局：ありがとうございます。凄く試行錯誤をされながら良い物を作っていかれる、そして、皆さん関係者で集まれて話をすることで、問題点も出てくると思いますし、実際にこう動いたらいいと、いいアイデアが出てくると思います。本当に今日お話ししていただいたことを、また他の地域の方にも、こういう活動がありますということで、市の方もお話しさせていただくことで参考にさせていただいたら、全体に活動が広がって行けばなというふうに思っております。ありがとうございます。

委員長：ありがとうございました。先ほど谷口委員のおっしゃった、作業を通して知るというか学ぶというか、まさにそれが活動なんだなというふうに、私も思いました。それによって具体的には台帳が生きていくというか、もちろん完全な物はなかなかできないとは思いますが、今のお話はそれだけではなくて、区長を中心にきちっと動かしていくような仕掛け、仕組み、そこをお作りになっているという意味では、大変大事なのかなと思います。情報が錯そうしたり、活動が混乱するのではなくて、地域の要の所で、これを生かしてどう動かすかという所だと思いました。

また、避難所での、避難される方の情報の把握ですとか、もちろん支援のための情報の把握なんですけど、そういうものを徹底していくことも非常に重要だと思いますので、今後、地域支援の中の災害

支援者という非常に重要なポイントではあると思うので、こういう形で活動の共有ができれば大変いいのかなというふうに思いました。どうもありがとうございました。

それでは、最初の【資料1】の報告等も含めて、もう一度、何か最後質問なり確認しておくことがございましたらどうぞ。

委員：すみません。今日初めて参加させていただいて、色々な話を聞かせていただきありがとうございました。ただ、今日の話聞いていて少し疑問に思ったことがあるのですが、2019年の報告とか、基本目標として、住民が主体となって取り組む地域づくりと、色々あげて活動されているんですが、ここへ来て全くこういうことが出来ない状態になっていると私は思います。

と言いますのは、私は八木町の北地区区長会の会長をしておりますが、色々なイベント、活動するについてもコロナの関係で全く何も動けません。こういう状況の中で、2020年活動するにおいて、本当に今までの活動のやり方でいいのかどうか、非常に疑問に思いました。今年で終わるか、来年もかかるか、2年後になるのかわかりませんが、南丹市の社会福祉協議会としてこういう状況で、ちょっと視点を変えて、どういうことをやるんだと真剣に考えて行かないと、今までの方法だったら、その通りのことは出来ないと思います。何かその辺で視点を変える、こういうことをやってみよう、今コロナでこういう状況になって、皆の気持ちも荒んで、こういう状況になっている中において、お年寄りの方もそうですし、皆不安になっています。

こういう状況を踏まえて、社会福祉協議会としてどのような活動するのか、もう一度見直す必要があるんじゃないかと思いました。

それが一点と、もう一つは、成年後見人制度という法律で4月からできたということですけども、その運営委員会のメンバーを見ますと、弁護士さんであるとか司法書士さんであるとか色々な学識経験者であるとか、色々な方が集まって組織されています。これから委員長も言われたように、ニーズがどんどん増えてくると思います。ただ私はちょっと聞いていたんですけども、住民の方については全くこんな組織があることを知らないと思います。できた所なので、まだなかなか広がっていないということもあると思いますが、こういう重要な組織ができたよということを、もっと住民の方に分かってもらえることを真剣にやらないと、組織だけで終わってしまう、ということを感じたので、どういふ努力をされるのか、その辺のところをお聞きしたい、その二点疑問に思いました。以上です。

委員長：一点目は社協へのご質問ということでよろしいですか。もう一点は成年後見の今後の宣伝のことですね。では、お願いします。

事務局：社協の榎原でございます。コロナとの共存につきましては、まさに未知の世界というか、そこを一緒に進んでいるようなところもありますので、まさに手探りでやっているような状況は否めません。

ただ、その中であっても、例えば対面で、ふれあいの活動の中で、繋がりを作って行くだけではなくて、今回このコロナ禍においては、様子伺いをする中で、この双方向を何とかできないかということで、取り組みとしてハガキを送りまして、そのハガキを返していただいて、今どういう状態なのか、あるいはどういうふうなことを感じておられるのか、困っていることはないのか、といったことをやらせていただいております。結構反響をいただきまして、そういうハガキを貰ったことによって、独りじゃないんだということを感じたとか、あるいはこういう状況だからこそ人の繋がりのありがたみが分かったとか、そういった感想をいただいております。結局、基本的には人の繋がりを絶たない、これは対面に限らず何か新しい手を使ってでも、そこを紡いでいくということは続けていかないといけないことをまず、確認したようなところでございます。

ちょっと、特効薬的な対策をというようなことが打ち出せてはおりませんが、何かそういうふうな、コロナとの共存の中で、やっていけたらという思いは持っておりますので、また、色々な地域の取り組みの中で、こういうふうな取り組み方法があるよとか、こういうことやったよというような事例も教えていただきながら、進めてまいりたいと思っておりますので、今後ともよろしく願い申し上げます。

委員長：では、成年後見の関係を。

事務局：先ほどご意見いただきまして、本当に背中を押していただいているなど感じております。もうおっしゃるとおり、この制度に関してですけれども、今年になってぼっと出てきた訳ではなくて、ずっと以前から協議をされていたものです。それが、センターという形でやっと、しっかりとした核とした仕組みを作ることができたという所で、今スタート地点に立ったところであるということのひとつ、ご理解いただきたいと思います。

先ほども申しましたとおり、お知らせなんたんのほうにも出させていただき、文字放送も、今現在も流れておりますので、よかったら見ていただきたいと思います。また、講演会を春に出来たらと思っておりましたが、このコロナの関係で、大きな講演会の予定も立たず、本当にどのように啓発をしていったらよいのかなど苦慮しているところです。

一番本当にいいのは、こういう場をお借りしてお話させていただくこと、各会の代表の方に来ていただいているので、そこに呼んでいただけたら、本当に大きな力になるかなと、こんな話をして欲しいとか、そういったことでもよいですし、こんな会があるし来てPRしてみてもどうか、と声をかけていただだけでも結構ですし、本当に興味を持っていただけることは、ありがたいと思っておりますので、是非お声かけいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

委員長：ありがとうございます。それでは、司会の不手際で時間が延長しておりますけれども、令和2年度の推進委員会これで終わらせていただきたいと思います。では、事務局のほうにマイクをお返ししたいと思います。

7. その他 なし

8. 閉会

事務局：ありがとうございます。岡崎委員長、委員の皆様、本当に長時間色々な意見をいただきまして、ありがとうございます。報告をたくさんさせていただきましたが、またそれぞれの地域、そして職場のほうにお持ち帰りいただきまして、お知らせいただければ大変ありがたく思います。

また、今日発表いただきました谷口委員、お世話になりありがとうございました。本当に地域での取り組みということで、もしかしたら自分の地域でもこういうことができるんじゃないかということで、参考にしていただきながら議論していただきたいと思います。

今日はありがとうございます。ではこれもちまして地域福祉計画推進委員会を終了させていただきます。ありがとうございます。